# 令和3年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

●日 時: 令和3年6月17日(木)

午後2時00分~午後4時00分

●会 場: オンラインによる会議

(国分寺市役所 第一庁舎第1・第2委員会室)

【委員】(敬称略)

石渡 和実(会長) 東洋英和女学院大学大学院 教授(識見を有する者)

坂田 晴弘(副会長) 国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者

(市内の地域活動支援センターの代表者)

佐々木 美知子 国分寺市身体障害者福祉協会 理事

(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)

阿部 由美 国分寺市手をつなぐ親の会 副理事長

(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)

寒川 吟子 はらからの家福祉会

(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)

稲垣 恵美子 国分寺難病の会 会長

(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)

前芝 博樹 立川公共職業安定所 統括職業指導官

(障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者)

菊地 悟 国分寺市障害者就労支援センター 就労コーディネーター

(障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者)

土井 満春 国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長

(市内の地域活動支援センターの代表者)

伊澤 雄一 国分寺市地域生活支援センター プラッツ 総合施設長

(市内の地域活動支援センターの代表者)

銀川 紀子 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長

(国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者)

八橋 宏 ともしび工房 所長

(市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)

高橋 順子 ハッピーテラス国分寺 管理者

(市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)

倉下 美和子 東京都多摩立川保健所 課長代理

(東京都多摩立川保健所の代表者)

山本 剛 東京都立武蔵台学園 進路指導 専任

(教育に関する機関の代表者)

石坂 藍 国分寺地域包括支援センターなみき 管理者

(市内の地域包括支援センターの代表者)

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長

(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

阿部 惠子 国分寺市民生委員・児童委員協議会

(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

古川 健太郎 第二東京弁護士会 弁護士(識見を有する者)

渡邉 浩典 高齢福祉課 課長(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長(市の職員)

大島 伸二 学校教育担当 課長(市の職員)

【当日欠席委員】 山本委員,石坂委員,古川委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長(横川 潔)

福祉部障害福祉課長(石丸 明子)

福祉部障害福祉課計画係長(寒河江 美千代)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(小林 亜紀)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係 (市村 智美)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任 (藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任(益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(大浦 志保)

司会•進行:石渡 和実(会長)

#### 【次第】

- 1. 開 会
  - (1) 出欠状況,配付資料の確認,新規委員の紹介等
- 2,議題
  - (1) 国分寺市特別支援教育推進委員会設置について
  - (2) 地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化について
  - (3) 各専門部会の令和3年度の取組について
    - •相談支援部会 就労支援部会 精神保健福祉部会
  - (4) ニューズレターについて
- 3、報告等
  - (1) 重層的支援体制整備事業及び中核機関・協議会の設置について
  - (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業について (令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画の報告等)
- 4、情報提供等
  - (1)地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座
- 5、事務連絡
  - (1) 次回の開催日程について
- 6, 閉会

# 【資料】(事前配付)

- 資料 1-1 国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
- 資料 1-2 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会委員名簿
- 資料 1-3 国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 資料 1-4 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領
- 資料 2-1 国分寺市特別支援教育推進委員会設置について
- 資料 2-2 第 3 次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)[概要版]
- 資料 3 令和3年度地域生活支援拠点等の更なる充実・強化の取組について
- 資料 4 各専門部会の令和3年度年間活動計画書
- 資料 5-1 重層的支援体制整備事業について
- 資料 5-2 中核機関・協議会の設置について
- 資料 5-3 協議会立上げと既存会議体との在り方について
- 資料 6-1 令和 2 年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業報告
- 資料 6-2 令和3年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画
- 資料 7 令和3年度 国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール
- 参考資料 ニューズレター№.8

# 【オンライン会議システムの動作確認】

オンライン会議システムの利用にあたり、出席委員の音声が即時に他の全ての委員に伝わり、 委員全員が実際に一堂に会するのと同時に、適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、オンライン会議システムにより上記状況を保ち、会議を進めております。

【開会】

石渡会長: ただ今より、令和3年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を開催します。 どうぞよろしくお願いします。

令和3年度の会議も、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を実施するため、オンラインで開催します。

それでは、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局: 委員の出欠状況並びに配付資料の確認をさせていただきます。

本日の協議会委員の出欠の確認ですが、山本委員、石坂委員、古川委員は、所用により欠席の連絡がございましたので報告します。

本日は、オンラインでの会議開催となり、各自のパソコンより出席いただいております。国分寺市障害者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)より、石渡会長は、銀川委員と1台のパソコンで、また、各専門部会長(土井委員、八橋委員、伊澤委員)で1台のパソコンを共有して参加いただいております。市役所には、前芝委員、渡邉委員、前田委員、大島委員にお越しいただいております。市役所では、事務局も含めて、1台のパソコンを共有して会議に参加しています。発言する方は、その都度パソコンの前に移動するかたちになりますのでご了承ください。また、市役所では、会議の様子を大きなスクリーンに投影して、傍聴者の方にご覧いただきます。

配付資料の確認については、事前のご確認をお願いしておりましたので、本日は省略させていただきます。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いをご説明申し上げます。本協議会は、会議を原則公開とし、資料及び会議録も原則として公開となります。皆さまのご発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきますのでご了承ください。なお、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、ご発言の際には、「所属」と「氏名」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。インターネットの回線状況等により、声が聞き取りにくい場合もありますので、なるべく大きな声で、はっきりとご発言ください。また、発言以外の際は、マイクをオフにしていただきますようお願いします。

また本日は、傍聴の方も市役所にいらっしゃいますのでご承知おきください。

石渡会長: 次に、令和3年度の自立支援協議会委員について変更がありますので、事務局

から説明をお願いします。

事務局: 令和3年度の自立支援協議会委員の変更についてご説明します。

お手元の資料1-1をご覧ください。変更になった委員は、国分寺市身体障害者福祉協会の佐々木委員、ハッピーテラス国分寺の高橋委員、東京都多摩立川保健所の倉下委員、国分寺地域包括支援センターなみきの石坂委員、子ども発達支援担当の前田委員。以上5名の方になります。

新任の委員の方の委嘱状ですが、郵送でお送りさせていただいておりますので、ご確認をお願いします。

石渡会長: それでは、新任の委員の皆さまに一言ずつ自己紹介をお願いします。名簿順で

佐々木委員になりますが、只今、オンラインに接続中です。 つながり次第、お願

いします。その次の、高橋委員から自己紹介をお願いしてよろしいですか。

高橋委員: ハッピーテラス国分寺の管理者,高橋と申します。前回,松﨑が参加しており

ましたが交代となり、今回から私が務めさせていただきます。

ハッピーテラスに、平成 26 年度に入社し、翌年 27 年から5年間、国分寺教室におりましたが、昨年6月に拝島駅前に教室がオープンするにあたり1年間拝島におりました。今年5月に、国分寺教室に戻ってまいりました。初めてのこと

で至らないこともあると思いますが、どうぞよろしくお願いします。

石渡会長: 高橋委員、ありがとうございました。それでは、多摩立川保健所の倉下委員、

お願いします。

倉下委員: 多摩立川保健所の倉下と申します。この4月に多摩府中保健所から転勤してま

いりました。その前は多摩立川保健所におりましたが、地域が異なります。今回、また新しい地域で、いろいろ教えていただければと思っております。どうぞよろ

しくお願いします。

石渡会長: 倉下委員、ありがとうございました。それでは、次に、地域包括支援センター

なみきの石坂委員ですが、本日は欠席ですので、次回. 改めてお願いします。

次に、子ども発達支援担当の前田委員、お願いします。

前田委員: 子ども発達支援担当課長の前田です。このたび、4月からこどもの発達センタ

一の中に担当課長ができて、その役職に私が配置されました。児童、それから

18歳までの障害の施策についてご意見できるように、皆さまと頑張っていきた

いと思います。どうぞよろしくお願いします。

石渡会長: 前田委員ありがとうございました。それでは、続いて、各専門部会委員の変更

について、事務局に説明をお願いします。

事務局: 続きまして、お手元の資料1-2をご覧ください。各所属機関の人事異動等に

より、各専門部会委員の変更がありますので、ご説明します。

まず、相談支援部会では、国分寺市地域活動支援センターつばさの小堺委員、

ハッピーテラス国分寺の高橋委員、国分寺地域包括支援センターこいがくぼの紺

屋委員、以上の3名になります。

次に、就労支援部会では、国分寺市障害者センター(どーむ)の山邉委員、希

望園の姉崎委員,以上2名になります。

精神保健福祉部会では,ケアセンターやわらぎ国分寺(居宅)の臼井委員,以

上1名です。各専門部会の変更については以上になります。

石渡会長: ここで、佐々木委員が参加されたので、自己紹介をお願いします。

佐々木委員: 身体障害者福祉協会の佐々木美知子と申します。「一般社団法人一粒福祉会デ

イオアシスまほろば」を運営しています。今回、自立支援協議会は、国分寺市身

体障害者福祉協会の理事として参加しております。よろしくお願いします。

石渡会長:

ありがとうございました。それでは、議題に入ります。議題(1)国分寺市特別支援教育推進委員会設置について、大島委員、お願いします。

大島委員:

資料 2-1「国分寺市特別支援教育推進委員会設置について」をご覧ください。 国分寺市特別支援教育推進委員会(以下,「推進委員会」という。)の設置理由ですが,現行の第3次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)に則り,現在,教育委員会で計画を進めています。ただし,本計画が令和3年度までの計画であり,その成果と課題を踏まえ,令和4年度以降の特別支援教育の支援体制や,年次計画等について検討する必要があるために推進委員会を設置しました。

検討内容については、現計画の見直しに加えて、特別支援教育の対象児童・生徒への支援に関することも含め、広く検討を図ってまいりたいと考えています。

組織の委員については、紙面のとおりです。市民公募の方や保護者の代表者、 学識経験者や医師、そして、学校の先生方と幅広いお立場の方からのご意見をい ただきながら、現在、検討を進めています。

裏面をご覧ください。推進委員会での検討を基に、令和4年度からの新しい計画を策定していくためのスケジュールです。既に、第1回推進委員会を5月28日に開催しました。次回は、6月24日を予定しています。今後、計画の策定にあたり、パブリックコメントや市民説明会等も行い、より多くの皆さまのご意見をいただきながら進めていく予定です。

資料 2-2,「第3次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)[概要版]」をご覧ください。第3次計画にも含まれる副籍制度、または、学校生活支援シートに関することについては、自立支援協議会の中においても、障害者計画実施計画の協議等の中で、さまざまなご意見等をいただいております。令和4年度以降の計画策定に向けてご意見等がございましたら、この場でご発言いただくか、または今後、6月21日、月曜日までに市の障害福祉課宛にメール等で送付いただければ、推進委員会で報告をさせていただくか検討できますので、よろしくお願いします。

石渡会長:

大島委員ありがとうございました。教育のことについて、自立支援協議会で情報の共有ができることは貴重なことだと思います。今の説明について、この時点で質問がある委員はおられますか。阿部(由)委員、ご発言をお願いします。

阿部(由)委員:

手をつなぐ親の会では、学齢期の子をもつ親の会員が少しずつ減って、外で働く母が多くなり、親の会の活動参加もなかなか難しく、学齢期のお母さま方のご意見を聞く機会があまりなかった状況でしたが、一昨年から、土日にオンラインで会議を進めております。そうしますと、オンライン会議ですから、周りで子どもが走り回っていても会議に参加できて、そこで少しずつ学齢期のお母さまの現状をお聞きすることができています。

そのなかで出された意見ですが、現在、第二小学校のわかば学級の在籍児童数が 30 数名おり、先生を含めると約 40 人近い人がクラスにいて、子どもが落ち着いて授業を受けることができない状況を、非常に不安に思うお母さまがいるよ

うです。比較的障害が重く、従来であれば特別支援学校に通学するような児童も 在籍しているとのことで、地元の第二小学校に子どもを通学させているお母さま の中には、映画『みんなの学校』を観て影響を受けて、公立小学校のわかば学級 に子どもを通わせたいと選んだ方もいると聞いています。

お母さま方の希望とは、子どものニーズに合った教育を、特別支援学校に通わなくても、できれば地域にある小学校で受けさせたいということだと思います。 そういった意味でも、固定学級の適正な配置と先生方の専門性の向上をぜひお願いしたいと思います。

そして、固定学級と通常学級の交流の仕方となりますと、現在は、主に給食交流等が実施されています。しかし、食べる場面では、自閉症のお子さんはとてもこだわりが強くて、食べ残しが多かったり、または上手に食べられなくて、こぼしてしまう子どもも多くて、通常学級の児童のなかには受け入れ難い児童もいるため、お母さまとしては、むしろ、音楽や体育の授業で交流を進めてほしいとの意見も多く出されました。親の会の会員は、比較的障害の重い児童のご家族が多いのですが、特別支援教室についての課題がほかにもあると思いますけれども、このような意見が出されました。

手をつなぐ親の会としては、このような推進委員会が設置されて、委員として、 市立小中学校の保護者の代表者を6名入れていただいているのは、とても心強く てありがたいと思います。保護者の意見を十分に聞いて進めていただければと思 いますので、よろしくお願いします。

石渡会長:

阿部(由)委員,大事なご指摘をありがとうございました。今のご意見に関して大島委員より発言をお願いします。

大島委員:

ご意見ありがとうございます。現在,第1回推進委員会を開催しましたが, そちらにおいても、同じような意見をいただいています。

市内の公立小・中学校には、特別支援教室と知的障害特別支援学級、自閉症・ 情緒障害特別支援学級があります。それぞれの児童・生徒の保護者のお立場から 各々ご意見をいただき、推進委員会を進めていきたいと考えております。また、 本日いただいたご意見も、推進委員会の中でご紹介させていただきながらいかし ていきたいと考えております。

石渡会長:

手をつなぐ親の会が、阿部(由)委員から発言がありましたように、極めてリアルな声を吸い上げる場をお持ちであることは、すばらしいと思いました。ほかに、特別支援教育関連でご意見がある委員の方はおられますか。今月21日まで、メール等で受け付けてくださいますので、お気づきのことがありましたらお送りをお願いします。

それでは、次に、議題(2)「地域生活支援拠点等における、障害のある方が 地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化について」です。これについての説明を事務局からお願いします。 事務局:

資料3をご覧ください。令和3年度の自立支援協議会の年間テーマは、先ほど、会長からもご紹介がありましたとおり、「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」です。令和3年度最初の協議会ですので、今年度の「取組の進め方」や「具体的な取組内容」について説明させていただきます。

まず、「取組の進め方」ですが、これまでも、専門部会や作業部会を含めた自立支援協議会において、「地域生活支援拠点」についての意見聴取や取組を進めてまいりましたが、今後は、実効性を担保するため、市、基幹相談支援センター、社会福祉法人万葉の里、社会福祉法人けやきの杜、社会福祉法人 AnnBee、社会福祉法人はらからの家福祉会の6者の実務者が出席する国分寺障害者施設担当者意見交換会を中心とした各実務者会議においても、意見交換や取組を進め、着実に実行に移してまいります。

続いて、「具体的な取組内容」は、大きく分けて三点です。まず、(1)在宅要介護者の受入体制整備については、介護する家族等が新型コロナウイルスに罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者に対して施設での受入ができるように、既存の「障害者等緊急入所保護事業」を活用して実施しております。現在1法人(社会福祉法人万葉の里)と委託契約しておりますが、市内で短期入所事業所を実施している3法人(社会福祉法人万葉の里,社会福祉法人けやきの社、社会福祉法人AnnBee)との契約を完了し、在宅要介護者の状況に応じて多様な支援を実施できる体制を構築してまいります。

続いて、(2) 地域生活支援拠点等の拡充です。(1) で申し上げたような緊急時の受入や体験の機会・場の機能の強化を図るため、市内の短期入所事業所全4箇所を「地域生活支援拠点」へ位置付けます。また、相談支援事業所については、令和元年度に市内の全ての相談支援事業所を「地域生活支援拠点」へ位置付けましたが、その後、令和2年度に開設された2箇所の事業所は現在位置付けられておりません。どちらの事業所も開設から約1年が経過し、相談支援事業所連絡会や関係者会議・研修等に積極的に参加するなど、関係機関との連携を深めておりますので、相談機能の更なる連携強化を図るため、「地域生活支援拠点」へ位置付けたいと思います。訪問系サービスの事業所やグループホームについても、緊急時の対応や体験の機会・場の提供など、「地域生活支援拠点」の機能を担える事業所については、「地域生活支援拠点」への位置付けを検討してまいります。

以上,さまざまな事業所の「地域生活支援拠点」への位置付けについては,「地域生活支援拠点」としての役割等について更なる検討を進め,準備が整い次第, 今後開催する第2回または第3回の自立支援協議会で「地域生活支援拠点」への位置付けを了承いただき,市で手続を進めてまいります。

最後に、(3)運用状況の検証及び検討です。令和3年度からスタートした第 6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、自立支援協議会を活用しな がら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を各年度に1回実施するこ ととしており、それに基づいて第3回の自立支援協議会において、運用状況の検 証及び検討を行ってまいります。

主な取組は以上となりますが、これらの取組に限らず検討を進め、皆さまから ご意見をいただきながら取組を着実に進めてまいります。また、取組の実施にあ たり、関係各所との連携が欠かせませんので、ご協力を賜りますよう、よろしく お願いします。

石渡会長:

国分寺市の「地域生活支援拠点」も確実に広がって国分寺らしいネットワークができていると感じました。また、この自立支援協議会の役割として、検証や検討が求められますので、どうぞ委員の皆さま、よろしくお願いします。

それでは、今の「地域生活支援拠点」の説明について佐々木委員、今回、初参加で発言しにくいところもあると思うのですが、高齢分野にも詳しいお立場から お気づきのことがありましたらお願いします。

佐々木委員:

事前に、自立支援協議会の資料や会議録を見せていただいたうえで、気づいた ことが二点程あります。

一つは、私自身が、一般社団法人一粒福祉会デイオアシスまほろばを開所して、介護保険と障害福祉の指定基準を満たす施設を運営しています。国分寺市身体障害者福祉協会も協力のもと、高齢者の方と障害者の方が同時に利用できるサービスを提供しております。日々、介護保険と障害福祉の課題が、うまくいっていない部分があると実感しています。8年程前から課題にあがっていて、いまだ進捗に滞りがあり、一部改善したところもありますが、なかなか進まないと思うこともあります。今できることは多々あるはずで、例えば、『障害福祉ガイドブック』を介護保険の地域包括支援センターに配るなど、できることはまだたくさんあります。それがまず一点となります。

次に,前回の会議録を見ると,稲垣委員が市のウェブサイトにアクセスしても, 自分に必要な情報を得ることが難しいとありますが,私も同感です。市のウェブ サイトで検索をかけても,調べたいことにたどり着けないのです。ですから,も う少しアクセスしやすくなれば良いと思います。

最後に、第4次国分寺市障害者計画に「意思疎通支援の充実」と掲げられ、第6期障害福祉計画の中に、「意思疎通支援事業」と掲載されています。その一環として、失語症の方のための意思疎通支援制度もできたので、そちらも話題にしてもらえたらと願っています。

石渡会長:

佐々木委員、ありがとうございました。高齢分野と障害分野がどのようにつながるかは、どこの自治体も悩ましい状況です。ぜひまた、佐々木委員の体験を通して、新しいご提案をいただけたらと思います。

市のウェブサイトのこともご指摘をいただいていますので、事務局とも相談して、少しずつ改善ができたらと思います。

それでは、地域での暮らしを支える部分で、「地域生活支援拠点」について、 親の会の阿部(由)委員、お考えがありましたら、よろしくお願いします。 阿部(由)委員:

緊急時対応ができるように、今回、報告にある短期入所事業所や訪問系のサービスを「地域生活支援拠点」に位置付けることを検討すると聞き、緊急対応の幅が広がることを期待してうれしく思います。

しかし、緊急対応のサービスが整備されても、そこにアクセスできなければ、その効果も半減してしまうと危惧しています。数年前の親の会の会員の話ですが、両親と障害のある子どもと3人暮らしのご家庭で、父が夜間に脳梗塞の発作を起こして救急車を呼んで病院に行こうとしたのですが、母が家に障害児だけを残せないから、子どもに一緒に救急車に乗ろうと説得したのですが、子どもがその場で固まってしまい、どうしても救急車に乗れず、子どもを家に残したまま、母は一抹の不安を抱えながら救急車に同乗したという話がありました。このような時、障害のある子どものいるご家族がどこへ急ぎ連絡したら良いか、そのアクセスの方法を周知していただけたらと思います。

また、緊急の連絡を受けた事業所の職員が、緊急対応できるサービス、例えば どこの短期入所事業所につなげるかなど、そのような方法も検討していただき、 マニュアル化していただければと思った次第です。

また,「地域生活支援拠点」の肝というのは相談支援事業であり,相談支援部会の中で「緊急を緊急にしない」支援の検討を進めていて,その検討を通じて相談体制の整備が進むことは,とても大事なことだと思います。

それでも、障害者にとっては、それだけではわかりにくく、緊急事態に直面したら、どこに相談するのが良いか、そして相談したらどのように対応してもらえるかがわかりづらく、それらの不安が払拭されない現状があります。例えば、市内の地域包括支援センターは24時間の相談体制を取っています。「地域生活支援拠点」に位置付けられた相談支援事業所が、24時間の相談をどうのように受けていくのか。例えば、地域割りや地域定着支援を取り報酬を確保して実行するなど、具体的な検討を進めていただきたいと思います。

また,先駆的な取組を行う地区では,緊急時の対応を障害福祉サービス事業所に限らず,例えば介護保険の事業所や医療機関も含めて対応をしていると聞きました。親の会では,医療的なケアがある人,または,てんかんの発作が常時ある人,重症心身の子どもをお持ちの家族は,緊急時の不安が非常に高く,それらの不安の声が多く出されています。例えば,緊急時に,介護保険の老健の施設に受け入れたという地域もあるようです。各地で,共生型の各種サービスも始まりますので,そのような視点からも検討をお願いします。

また、今回の訪問系のサービス事業所を「地域生活支援拠点」に加えるよう検討しているとのことですが、居宅介護の事業所は、ヘルパーの確保やコロナ禍の経営などさまざまな困難を抱えていると聞いています。以前、市内の居宅支援事業者連絡会がありましたが、そこでは自主的に研修を企画・実施し、情報交換をして、効率的に業務を進める方法を勉強し合っていた時期がありました。ぜひ、「地域生活支援拠点」に位置ははるにあたり、訪問系の共、ビスの現場と課題を

「地域生活支援拠点」に位置付けるにあたり、訪問系のサービスの現状と課題を

確認して、改善すべき方法も同時に協議できたら良いと思います。

石渡会長

阿部(由)委員,切実な課題に対して新しい方向性を示していただき,先ほどの佐々木委員の話からも,高齢分野との連携が「地域生活支援拠点」との関係においても,重要になることが良くわかりました。ぜひ,今後にいかしていきたいと思います。

それでは、寒川委員のお立場からもいろいろお気づきのことがおありだと思いますので、お願いしてよろしいですか。

寒川委員:

私も緊急時の対応や体験の場が増えるということは本当にうれしくて、心強く、頼もしく感じています。緊急時の対応についてですが、緊急時には緊急度合いがどれくらいなのかによるかと思いますが、柔軟に幅広く考えていっていただけたらと思います。緊急度合いというものを見極めるためには、普段からの関りやつながりといった信頼関係を大切にしていくことが、改めて必要になってくるのではないかと思います。

緊急時の対応として、その場を離れる対応もあるかと思います。そのほかにも 事情や話を聞いてもらえるだけで、精神の障害の方などは落ち着くこともあるの ではないかと思います。また、緊急時に人が来てくれて、対応いただけるシステ ムなどもありますと、それもとても心強く感じます。

こういった柔軟で幅広い対応の中に、24 時間対応ができるシステムがあると、さらに安心につながると感じています。この 24 時間対応ができるようなホットライン体制をお願いするのは、さまざまな大変さがあると感じています。それでも、前回の自立支援協議会においても申し上げたのですが、私を含めた精神障害のある方や、地域に退院されてきた方が入院する、緊急事態の時に入院という選択肢から少しでも離れられて、地域で安心して暮らし続けるための体制づくりやお力をお貸しいただけたら、すごくうれしい気持ちでいますので、どうぞよろしくお願いします。

石渡会長:

寒川委員,ありがとうございました。緊急の度合いという大事な視点を指摘くださいました。先ほど,阿部(由)委員の話にもありました24時間の対応,それから,入院ではない安心感が持てる地域の緊急時対応についても大事な発言をありがとうございます。今後,どのようにいかしていくかは,とても悩ましいです。委員の皆さま,今後ともよろしくお願いします。

それでは、難病のお立場にお詳しい稲垣委員、ご発言をよろしいですか。

稲垣委員:

今後「地域生活支援拠点」が増えていくことは、とても良いと私も感じます。 しかし、福祉サービスの利用がない方は、阿部(由)委員がお話しされたように、 そこにつながることが難しい人もいると思います。体調が悪い時、不安が大きく なった時、自分だったら助けを求めることができるだろうか、と不安になります。 特に、独居の方は難しいと思いますので、地域での見守りや関係機関の方からお 訪ねして「お元気ですか?」と声をかけてくださることが大切だと考えるのです。

先日もニュースで,年老いた親が,新型コロナウイルスに感染したくないので,

息子に「家に来ないで」と言った後、家で急死し、死後2か月経って発見されたという痛ましいニュースがありました。近所の方の見守りがあれば、このような事態は防げたかもしれません。これは、難病も精神障害も関係なく、誰にでもそのような立場になる可能性があるのです。重度の障害をお持ちの方は、日頃から支援者がついておりますが、軽度の人やお一人暮らしの方も、急に具合が悪くなった時のサポート体制の仕組みがあると良いなと感じます。

石渡会長:

稲垣委員,ありがとうございます。福祉のサービスにつながらない方の緊急時の対応について、これは、日頃の相談が肝であると、阿部(由)委員の話にもありましたが、そこも含めて日常的に見守る、あるいは、目が届いていることの必要性が、各委員の話の端々からも感じられました。

発言いただいた委員のご意見も含めて、「地域生活支援拠点」についてのご意見がある委員の方は手をあげてください。

手はあがりませんでしたが、短い時間に大事な指摘をたくさんいただきました ので、令和3年度の重点課題となりますが、少しでも前へ進むように、皆さま、 ご協力をよろしくお願いします。

それでは、次の議題に移ります。(3) 各専門部会の令和3年度の取組について、各専門部会の部会長より、報告をいただきます。まず、相談支援部会について、土井委員、お願いします。

土井委員:

相談支援部会の部会長を仰せつかっております,社会福祉法人けやきの杜,国分寺市地域活動支援センター虹の土井満春です。よろしくお願いします。

令和3年度相談支援部会の取組予定についてご説明します。

資料4の1ページをご覧ください。令和3年度の相談支援部会は、令和2年度の取組課題を継続して、さらに掘り下げ、ブラッシュアップして取り組んでまいりたいと考えております。

まず、「新型コロナウイルスへの対応の検証と今後の対策を検討」についてですが、報道でもご承知のように、国内、東京都内の新規感染者及び重症者の数は減少する傾向にあり、ワクチン接種も高齢者をはじめとして進んでおります。東京都の緊急事態宣言も延長せずに解除される見込みとの報道もありますが、今後も感染が再拡大する可能性もあり、楽観視はできません。しかし、相談支援部会としては、令和2年度に協議した「感染予防やコロナ禍における相談支援体制」の議論から発展させて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を含めた、「非常時、災害時における支援体制」について協議、検討を行いたいと考えています。

一時「想定外」という言葉が流行りましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今は想定内としなければならない事態です。毎年発生する風水害や地震を含めた広義での災害時においても、社会福祉施設等は、最低限のサービス提供を維持、継続していくことが、社会的に求められております。国分寺市においても、ハザードマップ等が配布されるほか、各社会福祉法人における事業継続計画(BCP)の策定も進んでいます。

12

相談支援部会においても、感染症を含めた非常時、災害時における支援体制について、外部講師による研修の開催を含めて、対応を協議、検討していきたいと思います。特に高齢者、障害者、児童等、災害弱者にいかに情報を届け、災害時のフォローのシステムをいかにつくるか、しっかり協議していきたいと考えています。

次に、教育分野との連携についての検討です。令和2年度の障害児通所支援事業所連絡会において、教育委員会学校指導課の指導主事、都立立川学園特別支援学校の開設準備室長に出席いただき、さまざまな情報交換をさせていただきました。特別支援学級の教員、保護者、サービス提供事業者、そして相談支援専門員の4者が一緒に、児童の生活面やサービスの利用状況等の情報、成長の全体像を共有することでうまく連携が図れているケースがいくつも報告されております。今後は教育・福祉の各担当者が、お互いの役割や守備範囲を理解すること、そしてより顔の見える関係を構築することで、一層の連携を図れるようになると感じています。令和3年度は、障害児通所支援事業所連絡会のみならず、相談支援専門員が集う相談支援事業所連絡会も含めて、相談支援部会全体で、教育と福祉との連携について、取組を広げていきたいと考えております。

以上が、令和3年度における相談支援部会の取組です。相談支援部会に紐づく相談支援事業所連絡会は、毎月定例で、相談支援事業所の相談支援専門員、基幹相談支援センター、そして市の障害福祉課の職員も参加して開催しています。それらの内容は、困難事例の検証をはじめ、障害福祉制度等の勉強会、各種研修など、支援の質の向上を目指してスキルアップに地道に取り組んでおります。取り扱うケース数が年々増えていて、相談支援専門員もかなりオーバーワークな状態です。

それらの相談支援事業所連絡会での研鑽を土台とし、相談支援部会の課題とした新型コロナウイルスを含めた災害対策、そして、教育との連携を積み重ねることにより、従前からテーマに掲げております「緊急を緊急にしない」予防的な支援体制や、障害児から障害者へのいわゆる児者転換について、佐々木委員もお話しされた、各々のライフステージで、児童福祉から障害者福祉、そして高齢福祉へと、その人によりそった切れ目のない支援については、まだいろいろと課題解消をしなければいけない部分があります。

そして、先ほどご意見が出ました緊急時の対応についても、現在、「地域生活支援拠点」が徐々に整備されていますが、24時間365日の対応となると、支援の現場に駆けつける、施設での預かり、また相談体制など、これらを複合的に対応するとなると相当なマンパワーが求められます。制度は創れど、それを担う人がどれだけ出てくるのかをはじめ、これから解決していく課題があります。皆さまにご意見をいただきながら、チーム国分寺としての支援の確立に貢献できればと考えています。

このように、相談支援部会の取組も盛りだくさんになっています。今後、少し

でも地域での支援がより良くなるように、当部会としても努力をしていきますので、今後とも、皆さまのご協力、ご意見をいただきたいと思います。

以上,相談支援部会の令和3年度の取組の報告とします。

石渡会長:

土井委員,たくさんの課題をうまく整理してくださり,ありがとうございました。今,土井委員から提言がありました,各々のライフステージによりそった支援について,子どもから成人への転換として,国分寺市の支援は,新たな取組を始めているとの報告でした。こどもの発達センターつくしんぼに携わる前田委員より,補足等がありましたらお願いします。

前田委員:

こどもの発達センターつくしんぼは、平成27年度から、児童福祉法に基づく施設に移行しました。それ以前は、就学前の児童が対象でしたが、それ以後、つくしんぼでは、18歳までの児童を対象とする施設となります。そこで、つくしんぼの相談支援事業所の利用者が18歳以降も福祉サービスを利用する場合には、事業所の移行が必要になります。令和2年度より、基幹相談支援センターの同席のもと、個々のライフステージを見据えた利用者の成長に応じた最も良い移行のタイミングを検討し、事業所間の引き継ぎが丁寧に行われています。

これらの事業所間の連携は、他の自治体にはない国分寺市が独自に行う支援です。利用者や保護者にとっても、満足の高い支援だと認識しています。これら支援の体制を見直しながら、個々のライフステージにそった障害児支援ができるように、進めていきたいと考えています。

石渡会長:

前田委員、ありがとうございました。国分寺らしい支援の蓄積を経て、支援者 同士の顔が見える関係があるからこその支援だと感じました。

それでは、寒川委員、先ほど「緊急を緊急にしない」支援体制についてお話しいただいたのですが、相談支援部会に関連して、追加していただけることがありましたらお願いします。

寒川委員:

相談支援部会からの報告で、「緊急を緊急にしない」支援体制という言葉がまず良いなと思いました。私にとっては、とても優しい言葉であり、とても頼れる言葉だなと感じています。「緊急を緊急にしない」支援体制では、普段からの支援者の方と利用者の方や、また市民の方との関わりや信頼関係が大切になってくるのではないかと思います。精神障害の方は、医療とのつながりもとても大切なのです。もっと深いところでは、日頃から関わる支援者の方との関係性は、もっと必要なものとなっているのだと感じています。

私の思いというか、自分の経験になってしまうのですが、自分の障害や生きづらさに対して支援をしてくださる皆さまが理解を示していただけることと、いつでも連絡してくださいとのメッセージを継続的に伝え続けていただけることで、緊急事態が起きた時に、力になってほしいと SOS を出せるのだと感じています。

また、良好な関係性は、継続的な支援や相談を受け続ける力と言いますか、継続力(持続可能な力)にもつながりますので、それにより、自分なりの緊急時の対応や、そうならないための工夫ができるようになってきていると思います。私

自身は、支援者の皆さまに、このようなご支援を続けていただいているので、今日まで、元気に暮らすことができています。「緊急を緊急にしない」ためには、 多くの方が、あたたかいつながりのなかで暮らしていけるような長期的な支援 を、そのための信頼関係をつくっていけることをお願いしたいと思います。

石渡会長:

寒川委員,大事なご発言をありがとうございます。「緊急を緊急にしない」という言葉が各委員から出ています。寒川委員からも、頼れる言葉だとお話しがありました。今後,本当に頼れるようにするために、信頼関係や日頃の見守りなど、各委員から発言が出ています。「メッセージを伝え続けること」だと、今、寒川委員がお話しくださいましたけれど、そのことが、いざという時に頼れる関係性につながるのだと実感させられました。

今,お二人の委員からご意見がありました。相談支援部会に関してほかにご意見がある委員の方はいますか。ここまでとても大事なご意見をいただきました。 土井委員、コメントをよろしくお願いします。

土井委員:

皆さま、ありがとうございます。「緊急を緊急にしない」は、優しい言葉ですが、同時に、大事なことだと思うのです。もちろん、望むことは多々あるのですが、まずは、各事業所が、少しずつできる箇所から手を伸ばして広げていく、そうしたことから、お互いにこのようなことができるのではないかと有機的な話合いができるように、相談支援部会としても取組を進めていきたいと思います。

もう一つが、先ほど前田委員にお話しいただいたライフステージのことです。 他の例で言いますと、例えば就労移行や自立訓練の支給は、自治体によっては、 延長が認められず、2回目以降は支給しない地域もあります。ただし、国分寺市 の場合は、本人の状況を鑑みて、かなり柔軟な対応をしてくれる実態があり、私 自身も期待しています。児者転換の時だけではなく、介護保険への移行の場合も、 事前の話合いも続けています。課題としては、個人、一人ひとりが「本当はもっ とこうしたかった」というご意見があると思うのですが、そういったことも、ぜ ひ今後とも聞かせていただきながら、切れ目のないライフステージにそったより 良い支援を、相談支援部会としても頑張って進めていきたいと思いますので、引 き続きご意見等をよろしくお願いします。

石渡会長:

土井委員、ありがとうございました。

続きまして、就労支援部会について、八橋委員、ご報告お願いします。

八橋委員:

就労支援部会の部会長を仰せつかっております社会福祉法人ななえの里,就労継続支援B型ともしび工房の八橋宏と申します。どうぞよろしくお願いします。 令和3年度就労支援部会の取組予定についてご説明します。

資料4の2ページをご覧ください。令和3年度の就労支援部会は、令和2年度からの課題に引き続き取り組んでまいります。昨年度、一歩前進できた部分については、もう一歩、二歩とさらに前進していけるようにと思います。昨年度、農福連携は、これといった成果をあげることができませんでしたが、令和3年度は、一歩前進できるように取組を進めたいと考えています。

令和3年度は、年3回の部会開催を予定していて、部会開催までの間の時期に作業部会である、「農福連携に関する協議」、「お仕事ネットワーク」、「就労移行支援事業所連絡会」などの定例会議を開催しながら就労支援部会を運営していきます。

就労支援部会では、各作業部会の取組の報告等を把握しながら、部会員より意見、問題提起等をいただき、それをまた、各作業部会に持ち帰り議論を深めてまいります。また、当部会は、国分寺市商工会の関係者、ハローワーク立川の専門援助部門の担当職員にも参加いただくほか、特別支援学校の進路指導の専任教員など、さまざまな立場の委員がおりますので、各分野の中で地域の近況を報告いただく時間を持ちながら、そこから新たな課題として、部会全体で取り組めるテーマを見いだしていきたいと思います。

年3回の就労支援部会のほか、令和3年度の後半に、事業所見学あるいは研修など、開催時期は未定ですが、地域の就労継続支援B型の事業所等が工賃アップ等のスキルを身につけられるような企画を計画しています。

販売イベントは、令和2年度、ミーツ国分寺及びセレオ国分寺にて開催しました。令和3年度は、年4回の販売を予定していて、直近では、8月に夏の販売イベントを行う予定で、その後、季節ごとの販売行事としていきたいと計画しています。

前回, 農福連携に関して令和2年度の活動報告をさせていただいた際に,連携の模索をしつつも, やや行き詰っていると報告しました。それ以後,本日までの間で,令和3年度は,引き続き農福連携に関する協議等を関係者で重ねて,市内事業所の野菜乾燥設備やその環境をいかして,地元野菜を学校給食に活用できる手だてがないか,今後の方策を見いだしながら検討を再開しようとしています。昨年度から引き続いての課題等についても,今年度,一歩前進していけるように取り組んでいきたいと思います。

以上, 令和3年度の就労支援部会の活動計画についてご説明しました。

## 石渡会長:

八橋委員,ありがとうございました。就労支援部会も国分寺らしい展開がいろいろと進んでいることがわかりました。私も前回の当会議の後,販売イベントに行かせていただいたのですが,駅なかの条件の良い場所で,福祉施設のいろいろな製品が売られていることに感動しました。さらに,回数を重ねてければと思います。

今の就労支援部会の説明について,就労支援にも携わる,佐々木委員よりご発言いただけますか,お願いします。

## 佐々木委員:

国分寺障害者施設お仕事ネットワークの加盟団体として, 一般社団法人一粒福 祉会デイオアシスまほろばも参加しており, ありがたいと思います。

デイオアシスまほろばは、障害の生活介護事業共生型サービスを、介護保険の 地域密着型通所介護と一体で運営しています。販売や就労事業は、利用者皆さま のやる気を高めるために必要な活動ですので、国分寺市にも十分協力いただきな がら、今後とも一緒に頑張っていきたいと思います。

石渡会長:

佐々木委員,ありがとうございました。今のような話を聞くと,就労支援として,何か新しい視点で活動が展開していくように感じました。

それでは、就労支援について、ハローワーク立川の前芝委員、お願いします。

前芝委員:

障害者の雇用情勢についてご説明します。立川所における令和2年度障害者雇用の取扱状況です。

新規で仕事を探したい「新規求職者数」が 1,428 人で、対前年度比がマイナス 18.1%、仕事を希望する方に紹介する「紹介件数」が 3,582 件で、対前年度比がマイナス 15.1%です。そして、「就職件数」が 433 件で、これが対前年度比でマイナス 28.0%でした。つまり、全ての指標において、前年度と比べてマイナスという状況でした。

さらに東京都で見ると、同じように「新規求職者数」は1万8,261人、対前年度比でマイナス16.9%、「紹介件数」が4万3,702件、対前年度比でマイナス19.4%、そして、「就職件数」が5,624件で、対前年度比マイナス24.7%となり、こちらも全指標において、前年度と比べてマイナスという状況でした。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、その防止策として緊急事態 宣言が複数回発出されたことや、そのなかで出勤の削減や、お店の休業などで企 業活動が制限されたことにより、採用活動も縮小してきて、求人のニーズが減少 していることが原因だと考えています。

東京都内のハローワークで、令和2年度受理した「障害者の求人件数」は1万6,519件で、対前年度比がマイナス40.4%です。「障害者の求人数」は2万6,039人で、対前年度比がマイナス40.1%と大きく減少しています。

このように、求職者数の減少が 10%台となると、就職者数の減少が 20%台となり、その一方、仕事がどれだけあるかという求人受理件数や求人数は、ともに 40%台の減少と大きな落ち込みになる状況があります。

令和3年度の直近の状況を見ますと,立川所の4月は,「新規求職者数」が160人となり,対前年同月比でプラス66.3%,「紹介件数」が375人で,これは対前年同月比でプラス127.3%,「就職件数」が26人,対前年同月比でプラスの13.0%となり,全ての指標で増加傾向にあります。

同様に、東京都の4月の「新規求職者数」が1,826人、対前年同月比でプラス60.6%、「紹介件数」が4,555人で、対前年同月比でプラス126.3%、「就職件数」が788人、対前年同月比でこちらもプラス5.6%で、全ての指標で増加となりました。

一方で、どれだけ求人を受けたかという東京都の求人受理件数は 1,363 件、対前年同月比でプラス 23.1%、求人数が 2,413 人、対前年同月比で、プラスの 30.3%で、こちらも求職関係の指標と同様に、増加になりました。直近では、令和3年度に入り、前年度比を見ると上向いています。

ただし、4月分しか数字が出されていないので、今後の動きは予測できない部

分でして、3日後に緊急事態宣言が解除されたら、また徐々に改善の動きが見えてくるのかと期待を寄せています。

最後の部分は、私の希望ですが、直近の数字は、少しずつ良くなっています。

#### 石渡会長:

前芝委員,具体的な数字をご紹介いただいてありがとうございました。改めて数字をお聞きすると、コロナ禍の影響が厳しいことを実感しましたが、徐々に良い方向に向かっているとのことで安心しました。どうぞよろしくお願いします。

次に、販売イベントに行かれた、民生委員の阿部(惠)委員、就労支援部会関連でお気づきのことがありましたら、お願いします。

#### 阿部(惠)委員:

私も販売イベントに行きました。皆さまの手づくりの物、特に、私はクッキーとシフォンケーキが大好きで、おいしいのでいっぱい買ってしまいます。私が行った会場は、駅 に隣接するビルのエレベーターを昇った3階だったのですが、終わりぎわで、お客さまが帰られた直後だったのか、少し寂しい感じの雰囲気でしたが、それ以外の時間は結構盛況だったと伺い、本当に皆さま楽しみに来てくださっていると感じました。

イベント開催日のお知らせや宣伝がうまく広がるために、周辺にチラシを配布するほか、何か良い方法があれば、来た人がお店をのぞくだけではなくて、お店を目指して買いに来てくださる方も、またさらに増えて、もっと盛況になるのではないかと思いました。

手づくり作品も、公民館などでいつも販売されていると買いやすくて、ここに 行けば買えるとわかると、また皆さまお出かけくださると思います。いろいろな 場所でお買物ができるようになると良いと思います。最終的には、とても盛況だ ったようでうれしく思いました。

### 石渡会長:

阿部(惠)委員,どうもありがとうございました。私も事務局に案内してもらい,大好きなクッキーを美味しくいただきました。阿部(惠)委員がお話しされたように条件の良い場所でイベントが開催されているけれども,たまたま通りがかったから購入するのではなく,お客さまがそもそもイベントを目指して会場へ行くように宣伝をして盛り上げていただけたら,さらにイベントの意義が広がると思います。貴重なご意見をありがとうございました。

今,就労支援部会についてご意見がありましたが,就労支援に関してほかに何かお気づきの委員の方おられますか。それでは,佐々木委員どうぞ。

#### 佐々木委員:

先ほどの発言の補足です。デイオアシスまほろばでは、就労支援も行っています。一般社団法人一粒福祉会の職員として、現在、7名の障害のある方が働いています。20人程の小さな事業所ですが、これまで5年間運営し続けてこれました。

ハローワークの職員の方には、協力的に関わっていただいています。今後、さらにハローワークと連携しながら、市内の各事業所にも、もう少し障害者のある方が就職できるように一歩踏み出せると良いと願っています。

石渡会長:

佐々木委員、ありがとうございました。佐々木委員の事業所では、障害がある 方を雇用しているとお聞きしました。就労支援部会においても、市内の社会福祉 法人等での障害者雇用について検討していただけたらと思います。

そのほか、就労支援に関してほかにご意見はございますか。

それでは、今の佐々木委員のご意見も踏まえて、八橋委員、コメントをよろし くお願いします。

八橋委員:

さまざまなご意見をいただき、どうもありがとうございました。

販売イベントのPRの工夫に関しては、取り組めそうな点だと思いました。以後、試行錯誤しながら、新しい方法に取り組みたいと思います。早速、ご意見を 反映していけるようにしてまいります。

また,佐々木委員からいただいたご意見で,市内の社会福祉法人などで,障害のある方の雇用に積極的に取り組む件は,就労支援部会の部会員が,各法人の代表ではないので,就労支援部会の中で実効的な意見交換ができるかというと,難しい部分があると思いましたが,貴重なご意見をいただきましたので,市の障害福祉課とも協議しながら,部会においてどのように取り扱うか,整理していきたいと思います。

ハローワーク立川の前芝委員からは、昨今の地域の雇用情勢について、詳しい ご説明があり参考になりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和 2年度は雇用情勢も随分停滞しましたが、ウィズ・コロナが日常となり、経済活 動も少しずつ例年の規模に戻っていくことを期待できる数値だと感じました。

就労支援部会として、雇用情勢を変えるほどの大きな取組が、早々にできるわけではないのですが、実は、皆さまにお伝えしたいことが一つあり、ここでご報告します。昨日、ポスティングの作業を請負う事業所の利用者がポスティングをしている場面を、たまたまご依頼主の方が見かけられて、「この暑いなか非常に丁寧に、一生懸命に行ってくれていて、とてもありがたく思った」、と私の所に連絡がありました。そこで、地域の中で、いろいろな障害のある方が意欲的に、そして活発に活動していくことで、地域の人に、障害者の多様な可能性を感じていただけるように、我々、支援者は、今できることを着実にやることが基本である、と振り返ることができました。

今,いろいろなご意見をいただきましたので、今後の就労支援部会に取り込んでいきたいと思います。どうもありがとうございました。

石渡会長:

八橋委員,ありがとうございました。

それでは、次に、精神保健福祉部会について、伊澤委員にお願いします。

伊澤委員:

精神保健福祉部会の部会長を務めています,はらからの家福祉会の地域生活支援センタープラッツの伊澤です。よろしくお願いします。

資料4の3ページ,令和3年度,精神保健福祉部会の年間活動計画書をご覧ください。令和3年度は、昨年度から継続した取組を中心にし、また、全体を通して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を行いま

す。

活動内容の一つ目に「地域生活支援拠点」の機能の精査と精神障害者の活用法の検討をあげています。先ほど寒川委員からご意見がありました、精神障害のある方の利用目線に立った活用法について掘り下げて考えていきたいと思います。

二つ目に、部会内に「地域移行支援ワーキンググループ」を発足し、精神科病院に赴き、医療スタッフとさまざまな協働・連携を行うための協議や懇談を実施しています。それらの活動を推し進め、退院支援に向けた取組を今後とも進めていきます。

三つ目に、「災害時の対応」についてです。先ほど土井委員の話にもありましたが、コロナ禍における支援の在り方は、風水害等の自然災害時の対応モデルと 共通する点があるという視点を持ちながら、災害時における、精神障害のある方に対する支援やアプローチに関する検討も課題の一つとしてあげています。

四つ目に、「当事者へのヒアリング」です。精神障害当事者の方からさまざま なお話を伺い、生の声に基づいた活動を展開しながら、今後の施策や制度への反映を検討していきたいと考えています。

また,「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めていくうえで大事な課題が「住まい」です。単に建造物としての部屋や建物を確保するだけでなく,生活に必要な居住支援という概念を捉えながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を確立していくことが必要となります。

そして、精神保健分野の情報や実情が他の分野になかなか浸透していかない現 状があります。「普及啓発」というと、少し上から目線で好きではないのですが、 精神保健福祉分野からの発信や投げかけに力を入れて、広報や情報発信等を活発 にしたいと思います。

令和3年度,第1回目(5月21日)の部会では、このような観点からの議論がありました。住まいの課題については、居住支援の捉え方の重要性を再確認しました。また、令和2年度第4回目の部会で実施した当事者へのヒアリングの振返りを行い、当事者の方が退院をあきらめなかったのは、帰る場所と人とのつながりが確保されていることが、大事な要素であることを確認しました。

精神保健に関する普及活動として、以前、学齢期における初期対応(プライマリー・ケア)の観点から、学校の養護教諭が集まる会に参加しましたが、その後、継続した取組ができていないので、精神保健福祉部会としても情報を発信ながら、学齢期の子どもの心の健康について学び、学校との連携・協働の在り方を深めていきたいと思います。

もう一つ, 普及啓発関連では, 地域包括支援センターをはじめとする高齢分野へ, 障害の情報, とりわけ精神障害のある方が利用する社会資源に関する情報が浸透していない現状があり, 高齢分野の関係者にも情報が伝わる周知の方法を検討したいと思います。

最後に、「地域移行支援ワーキンググループ」についてです。先ほど申し上げ

たように、部会では、退院促進のために当グループを立ちあげて活動を進めています。去る5月18日には、第2回目の病院訪問として、医療相談室のソーシャルワーカーとの懇談を実施しました。退院支援に向けては、入院中から外部との接点が多くあることが、退院の対応を進めるうえで大事な要素であるとの話がありました。また、院内には、退院後の暮らしを組み立てていくための社会資源や生活情報があまりなく、地域の情報流通をどのように確保するか、という点も課題だと感じています。病院へのアプローチを続けながら、引き続き、退院支援に向けた取組を進めてまいります。

石渡会長:

伊澤委員、ありがとうございました。居住支援は、ハードの面だけではなく、 関わる人の支援、ソフトの面も大事だという話、そして、退院をあきらめなかっ たのは、帰る場所があったからで、いかに地域とつながるかが大事だということ を痛感させられました。

次に、伊澤委員の話にも出てきた、学齢期の方のプライマリー・ケアに関して 学校教育担当課長の大島委員よりご説明をお願いします。

大島委員:

児童・生徒の不安などの悩みへの対応,学校でどのように実践しているかに関してご説明します。まずは、担任による児童・生徒の理解に基づく、変化の見取りが基本の対応になります。そのうえで、学年主任や生活指導主任が学校組織として関わっています。

そして、学校の相談体制としては、養護教諭やスクールカウンセラーの体制づくりが必要となります。また、各学校を通して「相談窓ロー覧」を、全家庭に配布をしています。

それから、予防的な観点からは、毎年、小学校5年生と中学校1年生時に、スクールカウンセラーとの面接を全児童・生徒と行っています。その主な目的は、スクールカウンセラーと対面して会っておくことで、何かあった時に、児童・生徒からもスクールカウンセラーに話しかけられるためとし、相談しやすい環境づくりという面では一助になっています。

最後に、各学校では、SOSの出し方に関する教育にも取り組んでいます。ストレスを抱えることは、誰にでも起こり得ることで、信頼できる大人にすぐに相談することもしっかりと教えていく教育も、学校では行っています。

今後は、他の区市等で実践していることも参考にしながら、今、本市の学校で 実施していることもお伝えして、さまざま連携していければと考えています。

石渡会長:

大島委員、ありがとうございました。学齢期から、このようなアプローチができていることは、すばらしいと思いました。

そして,保健所の倉下委員,先ほどからコロナ禍や災害時のメンタルヘルスの 話題が出ています。

次に、ご専門のお立場から、倉下委員にご発言をお願いします。

倉下委員:

コロナ禍や災害時に共通するのは,多面的な報道もあってしかりなのですが, 報道番組の情報で,自分がすぐに新型コロナウイルスに感染してしまい,すぐに 呼吸器の症状が悪化してしまうという底知れぬ不安を煽られる方が、いささか多いという印象をはじめは持ちました。

災害発生時に情報が手元になくて、実際に何が起こっているのか正確にわからなく、最初は、わーっとなってしまう状況はあると思うのです。マスコミ報道が悪いわけではないのですが、情報が一方的に流れてくるので、それらのニュースをどのように受け止めたら良いか、今どのような状況にあるのか、特に精神障害がある方や情報過敏な方も多くおられるので、それらを特に心配しました。

訪問看護ステーションはじめ各種サービスに限らず、周りの方の温かい緩やかなサポートで安定していた方が、緊急事態宣言下、人と会わないようにという報道を見て、自身が人に会ってはいけないのではと、逆に孤立してしまって、それでかえって調子を崩してしまう方が増えた印象もありました。

それから、ご本人と少し離れてお住まいのご家族やご親戚が、時々、見に来てくださるとご本人が安心して生活できていたのに、サポートする人も、免疫機能が低下されている方もおられ、普段はあまり気にしなくて済んでいたのが、このコロナ禍で移動ができない、行ってあげたいけれど出かけられない、どのようにすれば良いのかと心配が強くなるようなケースが、統計を細かく取っていませんが、保健所に新規相談として入ることが増えた印象を持ちます。災害時にも、遠方の方がなかなか来られないと、同じような課題が起きるだろうと思います。

それから、サポートしている支援者が、新型コロナウイルス感染の濃厚接触者になって外出ができず、急に明日から行けませんなどと連絡がありました。今は、 大分体制が整備されて、サービスも整ってきたのですが、去年の今頃は大変なことになっていて、さてどうしようかと右往左往していました。

それから残念ながら、精神障害のある方も、新型コロナウイルスに罹患される 方はおられて、その方をどのようにサポートするか、地区担当の保健師に面識が あれば、その保健師が行ってお話をすることで安心できると思うのですが、感染 症の部署の保健師が行き、びっくりさせてしまうこともありましたが、できるだ け安心してもらえるよう相談しながら行っています。

このコロナ禍においても、いろいろと困った時に相談する方に、安心できる情報をきちんと提供できるようにするのは、とても大事なことだと思います。

石渡会長:

いろいろありがとうございます。日頃から見守っている人の存在が緊急時にも 大事なことだと改めて感じました。今日のキーワードにもなっている,「緊急を 緊急にしない」ために,地域がどのように関わっていけるか,先ほど伊澤委員の 話にもありました,情報の発信の方法も大事だと感じました。

そして、弁護士の古川委員の活動もお聞きしたかったのですが、本日は、ご欠席ですので、お聞きできず残念です。そのほか、精神保健福祉部会について何かお気づきの委員の方がいらしたらご発言をお願いします。

それでは、伊澤委員、コメントをお願いします。

伊澤委員:

ご意見ありがとうございます。大島委員からも、さまざまな情報をいただきました。国分寺市が幅広く、そして手厚く学齢期の方に対するプライマリー・ケア目線の情報を発信していただいており、相談体制を整えていただいていて心強い思いがしました。

今後、情報の厚みを少し増していくことも必要だと思います。皆さまのお手元に配付された自立支援協議会のニューズレター第8号の3ページ目に、メンタルヘルスの情報がぎゅっと凝縮されて掲載されていますので、ぜひご活用いただいて、さらに発信をしていただけるとありがたいと思います。

先ほど、高齢分野への情報発信について申し上げましたが、今後、対象の分野 にターゲットを絞った情報発信も大事です。それらも念頭に置いた発信の在り方 も検討していきたいと思います。

それから、倉下委員のお話にありました新型コロナウイルスの感染も含めて、 風水害等の災害は突然に起こり、恐怖や不安が拡がるなか、情報の出し方や必要 な情報を取れるように、どのように配慮していくかが大切になります。そして、 日頃のつながりですが、非常時における対応は、日頃のつながりがベースになる ことを改めて感じた次第です。ご意見、情報をありがとうございます。

石渡会長:

伊澤委員,いろいろな視点から大事な課題に取り組んでくださり,ありがとう ございます。今,伊澤委員からも,国分寺市の自立支援協議会のニューズレター の話が出たので,本誌をさらに活用していくために,どのようにリニューアルす るか,これについての説明を事務局からお願いします。

事務局:

皆さまのお手元に配付したニューズレター第8号ですが、令和3年度9月に第9号、翌年3月に第10号の発行を予定しています。

当該ニューズレターは、当事者の方のみを対象とするだけでなく、障害福祉サービス事業所や相談支援関係機関へ向けて記事の内容を編集し、発行してまいりました。

そこで、支援者の皆さまに、どのように本誌を手に取っていただいているか、 自立支援協議会の各専門部会の部会員に意見を聞くと、自立支援協議会と関わり がない読者には、内容が少し難しい、読んでも内容が良くわからないなどの意見 が寄せられました。

本誌の発刊のねらいとして、自立支援協議会の成り立ちや活動報告、専門部会の取組をお知らせするなど啓蒙としての役割がありましたが、令和3年度の第10号の発行を一つの区切りとして、その役目を終える頃だと思います。そのために、今後は、障害のある方に間接的に還元できる、役に立つ内容にシフトしていきたいと考えています。幅広い障害を網羅して、全ての方を対象とする記事を編さんして誌面をリニューアルするには限界があります。そのため、障害のある方に携わる支援者に向けて、支援に役立つ内容や、障害当事者の方に知らせたくなるような内容の記事を掲載する予定です。つまり、支援者から当事者の方へ情報が伝わる誌面づくりができると良いと思います。

読んですぐにごみ箱に捨てられてしまうのではなく、保存版として取り置いていただける内容で、必要な折に記事を参照いただける印刷物を目指しています。令和4年度以降の発行号の読者にご活用いただけるリニューアル誌面の中身について、皆さまからぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。今後とも引き続き、誌面のアイデアをお寄せください。

石渡会長:

支援者から当事者の方への情報提供がうまくいくために、新委員になられたハッピーテラスの高橋委員、ご意見やご提案をいただけたらと思うのですが、いかがですか。

高橋委員:

事務局からも説明がありましたが、利用者本人やその保護者の方へ、地域の方によりシフトした誌面づくりが必要だと思いました。

さらに、先ほどの情報提供に関しては、支援者がどこから適切な情報を得て渡したら良いか迷うこともあり、ニューズレターの誌面を通して、わかりやすく提案される、または、利用者に提示しやすい内容にまとめられていると、ニューズレターを直接、お渡しできる場面も増えると思います。支援者側も安心して情報提供できますので、今後に期待するところです。

石渡会長:

大事なご指摘をありがとうございます。親の会の阿部(由)委員,ここまでウェブサイトの在り方もいろいろご提案いただいていますが,このニューズレターについてもご意見はいかがですか。

阿部(由)委員:

私もいろいろと考えてみて、これといった良いアイデアが浮かばないのですが、各号のテーマを決めて、そのテーマごとに特集を組むのが一般的だろうと思うのです。例えば、障害のある方の「住む」や「通う」、「遊ぶ」など、テーマごとに、それに関わる事業種別の現状を取り扱う、または、グループホームや居宅支援、放課後等デイサービスについてテーマにするなど考えられます。

そして、昨今、分野横断的な対応が求められているので、介護保険の事業所が 障害福祉のことを知る、また、障害福祉の事業所も高齢福祉のこと知る、さらに 児童分野のこと、生活困窮相談事業や成年後見制度など、各種テーマを決めてや ることで、それが一般論ではなくて、国分寺の中での現状をまとめることが、こ のニューズレターの役割となり、そこから関係機関同士が顔の見える関係に発展 していく一つの手だてになればと考えてみました。

石渡会長:

阿部(由)委員,ありがとうございました。今,お二人の委員からも大事なご 指摘をいただいたのですが、今後のニューズレターをどのように作成・配布して いくかについては、これから委員の皆さまにお知恵をいただきながら、見直しを 進めていきますので、よろしくお願いします。

以上で、議題については終了しました。次の3「報告」で、まず、一番目に、 重層的支援体制の整備、中核機関・協議会の設置について、市の地域共生推進課 地域づくり担当から説明をお願いします。 国分寺市健康 部地域共生推 進課地域づく り担当: 国分寺市健康部地域共生推進課地域づくり担当係長の渡部と申します。本日は、貴重なお時間をいただきまして、地域共生推進課で取り組むことになりました新しい事業について、ご説明と情報共有をさせていただくとともに、後日、皆さまにこちらの事業についてアンケートをさせていただきたいと考えています。ご協力のほど、よろしくお願いします。

早速ですが、資料5-1の1ページをご覧ください。このたび、社会福祉法の改正があり、令和3年4月から新たな社会福祉法の施行がされています。そのなかで、地域共生社会の実現が謳われていて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、が掲げられ、これらを目指していくことになっています。

2ページをご覧ください。現在、国分寺市では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進として、現在、市内の東西に1名ずつ地域福祉コーディネーターを配置して事業に取り組んでいます。「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施することになっています。

まず、上部の四角(1)住民に身近な圏域では、主にコーディネーターの取組として、地域の様々な相談の受け止め、地域づくりを実施し、個別支援(個人の方の相談)、地域支援(地域の方の支援)を受け止めて、他機関に関係のある方とつないでいくなど、相談を受け止めて地域をつくることになっています。図のとおり、地域の多様な関係者によるプラットフォームの実現を目指しています。

また,(2)市町村域等では,多機関の協働による包括的支援・参加支援では,現在,8050問題やごみ屋敷など,複合化・複雑化する課題がある世帯が増えています。そのような世帯を支援するために,多機関を協働する,つなぐ,コーディネートする役目で「相談支援包括化推進員」を配置して,事業について取り組んでいます。当該事業は,令和2年度の取組で,昨年度で廃止となり,令和3年度については,新しい重層的支援体制整備事業の移行事業として継続となっています。

次の3ページをご覧ください。「重層的支援体制整備事業について」のイメージ図です。

相談者の属性,世代,相談内容に関わらず,「包括的相談支援事業」において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち,複雑化・複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ,課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り,各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。と目的が掲げられています。

なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、新事業である「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

により本人との関係性の構築に向けて支援をする。ことになりました。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化していて、参加に向けた支援が必要な人には「参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。ことになっています。

このほか、「地域づくり事業」を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。ことになっています。

次、4ページには、市の既存事業が、新しい社会福祉法ではどのような位置付けになるかを示しています。まず、社会福祉法 106 条の4第2項の一部をご覧ください。第1号、既存制度である【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業の4事業が、「相談支援」機能で一括りになります。

第2号は、新しく「参加支援」機能が追加されます。参加支援は、社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等住居支援などを提供します。

第3号は、既存制度である【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)、【介護】生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業の4事業が、「地域づくりに向けた支援」機能で一括りになります。

以下は、新しい事業として、第4号「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、 第5号「多機関協働」、第6号「支援プランの作成」機能となります。

5ページは、3事業「I相談支援事業」、「II参加支援事業」、「II地域づくり支援事業」の相互関係について図に表しています。「I相談支援事業」と「II参加支援事業」が連携することで、課題を抱える者と社会のつながりを回復し、また、「II参加支援事業」と「II地域づくり支援事業」が連携することで、本人や多様な民間主体と地域とのつながりができる。さらに、「I相談支援事業」と「II地域づくり支援事業」が連携することで、地域と支援関係機関とのつながりができる。これらが、三位一体になることで、重層的な支援体制を目指していくという図になります。

6ページは、「重層的支援体制整備事業」の支援フロー(イメージ)になります。こちらは、基幹相談支援センター等にも協力いただくことになると思いますが、まず、「包括的相談支援事業」が、相談の受け止めということでポイントになります。これまでは、分野別に相談の対象者がおられましたが、今後は、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は「多機関協働事業」につなぐ。ということで、国からは、既に様式が示されています。また、「多機関協働事業」は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支

援会議に諮る。とされ、いわゆる支援者の支援という位置付けで、一関係機関で受け止めるのは難しい事例は、「多機関協働事業」プランを作成して会議を開き進行管理をして、これまで一元管理が難しかった事業について可視化していくことを国は目標にしています。これらに付随して、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と「参加支援事業」は、これらを有機的につないで世帯としての状況を把握して支援等を進めていくことになっています。

7ページは、「重層的支援会議」について示しています。「重層的支援会議」とは、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割、「プランの適切性の協議」、「プラン終結時の評価」、「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」を果たすものである。そして、「重層的支援会議」においては、本人同意を得ることとする。ここがポイントになっています。

最後8ページ,支援会議の仕組みです。本人の同意が取れない場合,例えば8050問題の50歳代の方にお会いできないことが,これまでにもありましたが,そこで,「重層的支援体制整備事業」では支援会議を法定し,会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって,支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。とあり、きちんと法制化して,円滑に皆さまと情報共有ができる仕組みが成されたとのことです。「重層的支援体制整備事業」の説明は,以上となります。

石渡会長:

ご説明ありがとうございました。

続けて、資料5-2の説明をお願いします。

国分寺市健康 部地域共生推 進課地域づく り担当: 続きまして、中核機関と「協議会」の設置についてご説明します。資料5-2「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」をご覧ください。厚生労働省の資料からの抜粋になります。令和2年度末、厚生労働省から関係各所に、重層的支援体制整備事業との連携を依頼する通知が発出されていて、その一つとなります。

通知の趣旨が,重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は,地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持ち,制度・分野の枠や,「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて,人と人,人と社会がつながり,障害があってもなくてもすべての住民が,一人ひとりの暮らしと生きがいを,社会全体で支え合いながら,ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものとなっています。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持ち、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられています。

連携にあたっての基本的な考え方としては、連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であ

り、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内での協力体制を構築 することを提示しています。具体的な連携取組例は記載のとおりです。

2ページは、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI(重要業績評価指標)になります。この中で、全市区町村に向けた KPIは、令和3年度中に、①中核機関の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置となります。昨年度、国分寺市においても「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。関係機関の皆さまには、その際にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

3ページをご覧ください。「国基本計画」で示されている市町村計画に盛り込むことが望ましい内容になります。国分寺市においても、こちらに沿って今回計画を策定しています。

4ページは、権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図になります。 全国どこの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる よう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。このネットワークは、チーム、協議会、中核機関を構成要素としています。

5ページ,中核機関とは,「地域連携ネットワークの中核となる機関」,つまりコーディネートを担う機関であり、地域連携ネットワークが、【4つの機能】① 広報,②相談,③制度利用促進,④後見人支援,を果たすように主導する役割があります。

また,専門職による専門的助言等の支援を確保し,協議会の事務局を担います。 地域の実情に応じて,市町村が整備して運営に責任を持つこととされており,市 町村が直営するパターンと委託するパターンがあります。一番多いのは,社会福 祉協議会への委託であり,権利擁護センターを中核機関として単独で設置するパ ターンになります。市としても,現在,推進機関である社会福祉協議会の権利擁 護センターを,委託により中核機関として設置したいと考えています。

6ページ,「チーム」についてです。自立支援協議会の各委員の皆さまにも日々お力添えをいただいていますが、協力して日常的にご本人を見守り、ご本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを指します。「チーム」は、必ずしも一からつくる必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくございません。個別の課題に応じてさまざまなメンバーが想定されます。後見の開始前においては、地域の中の権利擁護支援が必要な方を発見し、支援に結びつける機能を果たします。後見の開始後はメンバーに後見人が加わり、ご本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した運用を行うために、地域の関係者と後見人が協力してご本人を見守り、ご本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する役割を担っていきます。

7ページの「協議会」等合議体について、その内容は、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職

団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体となります。

8ページ,国の基本計画における「協議会に期待される成果」として,地域課題の検討・調整・解決として,チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制の整備,困難ケースに対応するため,ケース会議等を適切に開催する体制の整備,多職種間での更なる連携強化の推進があげられています。二つ目として,成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての,家庭裁判所との情報交換・調整機能もあげられています。

さらに,既存の協議会の活用例として,権利擁護センター等の運営委員会の活用,地域ケア会議の活用,自立支援協議会の活用が例示されています。

最後に、9ページをご覧ください。国が示している協議会の在り方ですが、当該「協議会」を年に2回開催し、中核機関の取組状況や基本計画の進捗状況の確認等を行います。それに伴い、「事例検討会」は月1回随時等の開催となります。協議会のメンバーの中で、事例へ助言ができる人や後見を受任する人、事例に関係している人が集まって、定期的に提出された事例を検討し受任調整や後見実務への助言を行います。

現行の権利擁護センター運営委員会の開催方法と合致しているため、こちらを活用しながら、障害福祉分野や金融機関団体などに今後お声がけをさせていただき、機能強化をしたうえで協議会として設置したいと考えています。

また、困難事例検討会については、多様な専門的なご意見をより反映したうえで、支援方針が検討できるように、必要な箇所は見直していきたいと考えています。

続いて、資料5-3をご覧ください。「協議会立上げと既存会議体との在り方について」の表になります。権利擁護センターこくぶんじ運営委員会は年4回開催、困難事例検討会は、事例に応じて年7回開催しています。こちらの困難事例検討会を今後、増やしていく予定です。地域ケア会議権利擁護部会は年2回開催され、高齢者の権利擁護における課題について協議・検討しています。こちらの障害者地域自立支援協議会では、主に相談支援部会、相談支援事業所連絡会で障害者の権利擁護等の協議・検討がされているとのことで、ご覧のとりまとめとなります。

先ほど、お示しした国の資料においても、既存の協議会の活用例がありまして、今回、各会議体の開催状況を確認させていただき、これらの会議も含めまして、個別事案の検討よりも、主にさまざまなケースを通しての全体的な課題の把握、協議・検討という趣旨で行われていることがわかりました。そのため、協議会の設置については権利擁護センターの運営委員会と、困難事例検討会を活用するかたちで考えています。

石渡会長:

ありがとうございました。これからの地域づくりで大事な部分の説明でした。 この後、順次いろいろと具体化をしていく段階で、補足の説明をお願いすること になると思いますが、今日は説明を聞くという段階で、終了いたします。

これから自立支援協議会にも、成年後見制度の利用がいろいろな面で関わって

くると思いますので、また委員の皆さま、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、次の議題、基幹相談支援センターの事業報告は、時間の都合上、割愛します。皆さま、資料の6-1、6-2を参照ください。申し訳ありません。

次に、4. 情報提供等ですが、坂田副会長お願いします。

坂田副会長:

一点お知らせがあります。社会福祉法人万葉の里、地域活動支援センターつばさでは、9月4日土曜日の午後2時から、国分寺市民福祉講座(国分寺市委託事業)をオンラインにて実施します。

今回は、「わかりやすい!障害年金入門~障害年金の基本をおさえよう~」と 題して、障害年金について詳しく知りたい方へおすすめの講座です。

講師に、社会保険労務士の福田康雄先生(みなと横浜社会保険労務士事務所)をお迎えしますのでどうぞご参加ください。

石渡会長:

国分寺市民福祉講座のご案内をありがとうございます。

それでは、5. 事務連絡をお願いします。

事務局:

最後に、次回の自立支援協議会の開催予定のお知らせをさせていただきます。 資料7をご覧ください。

次回の開催予定は 10月 21 日木曜日,午後2時から4時の開催となります。 場所は,国分寺市役所書庫棟1階会議室を予定しています。

次回もオンライン会議になる可能性がありますので、会議の開催方法等の詳細 は、また改めてメール等でご案内させていただきます。

石渡会長:

ありがとうございました。次回は、皆さまとお顔を合わせて集まれると良いのですが、また活発なご意見をいただければと思います。

それでは、今日予定した議題は、以上です。障害者就労支援センター菊地委員、何か感想ほか、一言ご発言いただけますか。

菊地委員:

ハローワークの前芝委員から、令和2年度の新型コロナウイルスの感染拡大の 影響に関する報告がありましたが、国分寺市の障害者就労支援センターも同様の 傾向にあり、令和2年度の就職者数や相談者数は、減少の傾向にありました。

そして、令和3年度4月には、就職者数も回復してきたので、ハローワークと同様、こちらも数字が回復傾向にあると思います。また今後、新型コロナウイルスが収束して、例年どおりに就職者数が増えることを望んでいます。

石渡会長:

ありがとうございました。

最後に、高齢福祉課の渡邉委員に、今回、ご発言をいただいておりませんが、 今後も重層的支援体制整備事業はじめ、地域共生社会という観点では、高齢福祉 分野との連携の重要性についてご意見がありましたのでよろしくお願いします。

後半、慌ただしい進行でしたが、委員の皆さまから、今日大事なご意見が寄せられました。ぜひ今後にいかせるように、また、ご協力をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回自立支援協議会を終了します。 ありがとうございました。